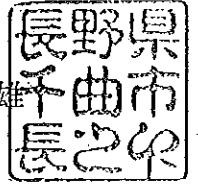




健推第1363号
平成30年3月13日

千曲市国民健康保険運営協議
会長 大島 剛 様

千曲市長 岡田 昭 雄



千曲市国民健康保険税の改定について（諮問）

千曲市国民健康保険運営協議会規則（平成15年千曲市規則第71号）第4条第1号の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項 平成30年度千曲市国民健康保険税の改定について

2 諮問理由

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険は、平成30年度から都道府県単位で運営することとなります。これに伴い、県に納付する国民健康保険事業費納付金に必要となる財源を確保するため平成30年度国民健康保険税の税率改定が必要となることから、ご審議をお願いするものです。

3 改定内容

(1) 基礎課税額

所得割率を 6.5% から 7.7% に、
均等割額を 17,300円 から 19,500円 に、
平等割額を 19,400円 から 22,000円 に それぞれ改定する。

(2) 後期高齢者支援金等課税額

資産割率を 6.0% から 5.3% に、
均等割額を 7,700円 から 7,500円 に それぞれ改定する。

(3) 介護納付金課税額

所得割率を 2.0% から 1.8% に、
資産割率を 5.0% から 4.2% に、
均等割額を 7,700円 から 7,300円 に、
平等割額を 6,400円 から 6,300円 に それぞれ改定する。